一　車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次号及び次項において同じ。）が三・五トン以下の自動車　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号の基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　細目告示第四十一条第一項第九号の基準

2　法附則第十二条の三第四項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一　車両総重量が三・五トン以下の自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号の表のイに掲げる自動車については同表のイに掲げる値、同表のロに掲げる自動車については同表のロに掲げる値、同表のハに掲げる自動車については同表のハに掲げる値のそれぞれ十分の九を超えない自動車で、かつ、その他の自動車排出ガスに係る国土交通大臣が定める基準（以下この条において「特定基準」という。）に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

二　車両総重量が三・五トンを超える自動車　窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第九号に定める値の十分の九を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

附則第五条の二第三項及び第四項を削り、同条第五項中「附則第十二条の三第三項第三号」を「附則第十二条の三第四項第三号」に、「備えている自動車」を「備えている電力併用自動車」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化に関する法律」を「附則第十二条の三第四項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「定められる製造事業者等」を「定められるエネルギー消費機器等製造事業者等」に、「エネルギー消費効率と」を「エネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）と」に改め、同項第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項第二号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」を「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十二条の三第三項第四号」を「附則第十二条の三第四項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第八項から第十項までを削り、同条第十一項中「超えないもの」を「超えない自動車」に改め、同項第一号中「実施要領」を「自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（以下この条において「実施要領」という。）」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項第二号中「第七項第一号」を「前項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十二項中「超えないもの」を「超えない自動車」に改め、同項第二号中「第七項第一号」を「第五項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の四項を加える。

8　法附則第十二条の三第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、第二項各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

9　法附則第十二条の三第六項第四号に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一　平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十以上で、かつ、実施要領第四条の二に規定する平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベルであること及び当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が平成二十七年度燃費基準二十パーセント向上達成車かつ平成三十二年度燃費基準達成車であることが記載されていること。

二　窒素酸化物の排出量が第五項第一号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第二号に掲げる自動車については同号に定める値、同項第三号に掲げる自動車については同号に定める値のそれぞれ四分の一を超えない自動車で、かつ、特定基準に適合するものであることについて国土交通大臣が認定していること。

10　法附則第十二条の三第六項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

11　法附則第十二条の三第七項に規定する窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものは、第六項各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

附則第五条の二第十三項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十二条の三第六項」を「附則第十二条の三第八項」に、「第十一項第一号」を「第六項第一号」に、「第十二項第一号」を「第七項第一号」に、「次項」を「以下この条」に改め、同項を同条第十四項とする。

附則第六条第十項中「第十六条の六第五項に規定する機械その他の設備」を「活性炭利用吸着式指定物質処理装置（大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置の部分を含む。）」に改め、同条第十七項中「附則第十五条第三項第一号」に改め、同条中第二十二項から第二十四項までを削り、第二十一項を第二十三項とし、第十八項から第二十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第十七項の次に次の二項を加える。

18　法附則第十五条第三項第二号に規定する特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるものは、当該年度の初日の属する年の前年中において特に地方的な航空運送に係る路線として国土交通大臣が定める路線に就航した時間の全就航時間に対する割合が三分の二以上である航空機のうち、その最大離陸重量が五十トン未満のものとする。

19　法附則第十五条第三項第二号イに規定する総務省令で定める小型の航空機は、その最大離陸重量が三十トン未満の航空機とする。

附則第六条第二十五項中「附則第十五条第九項」を「附則第十五条第八項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「附則第十一条第十一項」を「附則第十一条第十項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項中「附則第十一条第十一項第一号」を「附則第十一条第十項第一号」に改め、同項第一号中「購入により取得した」を「購入した」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十項中「附則第十五条第十一項」を「附則第十五条第十項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十一項中「附則第十一条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十五項中「附則第十一条第十四項」を「附則第十一条第十五項」に改め、同項を同条第三十四